第8章 滋賀県の計量

(1) 概要

適正な計量の実施を確保するため、計量法により特定計量器の製造、修理、販売事業に関する届出制度、 計量証明事業の登録制度、特定計量器の検定、検査制度などが定められている。

また、適正計量管理事業所制度によって工場、事業所等における自主的な計量管理の推進を図っている。

(2) 検定等

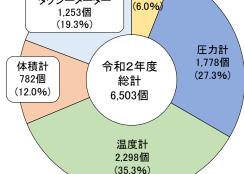
計量法により、取引や証明に使用する特定計量器は、原則として都道府県知事等が行う検定を受け、これに合格したものでなければ使用できないよう定められている。

本県ではこの規定に基づいて検定を実施しており、令和2年度の検定等実績は6,503個となっている(図8-1)。

質量計 392個



◆機種別検定数の内訳(図8-1)



資料:滋賀県計量検定所

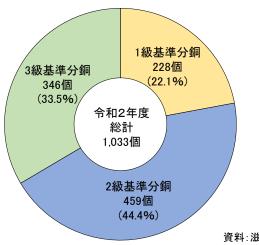
(3) 基準器検査

基準器は、検定、検査に用いる計量標準として位置づけられている。また、製造、修理事業者等においては、製品の検査設備としても用いられている。

基準器の種類により経済産業大臣または都道府県知事が検査を行い、これに合格したものについては基準器検査証印が付される。

なお、基準分銅の検査実績は、令和2年度は1,033個となっている(図8-2)。

◆基準分銅の検査数内訳(図8-2)

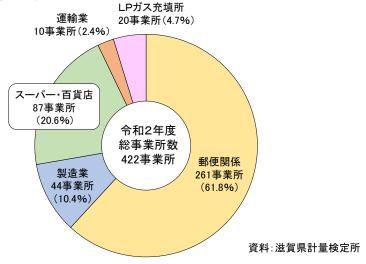


(4) 適正計量管理事業所

特定計量器を使用し、計量管理を自主的に行っている事業所は経済産業大臣または都道府県知事の指定を受けることができる。

滋賀県が指定した事業所の数は422事業所あり、主な適正計量管理事業所の業種別内訳は、郵便関係が61.8%、スーパー・百貨店が20.6%、製造業10.4%となっている。(郵便関係(旧郵政公社)の事業所については、平成19年度より大臣指定から知事指定に変更された。)(図8-3)。

◆適正計量管理事業所の業種別内訳 (図8-3)



(5) 定期検査

商店、スーパー、デパート、学校等で取引や証明に使用する「はかり」は、2年に1回計量法で定める定期 検査を受けるよう義務付けられている。

本県では、県内を2つの地域に区分して、交互に隔年で定期検査を実施しており、ひょう量(注)が500kg以下の「小型はかり」については集合場所で、ひょう量が500kgを超える「大型はかり」にあっては、移動が困難であるため事業所の所在場所で検査を行い、この検査に合格した「はかり」には、検査合格シールを貼っている。なお、平成11年度から(一社)滋賀県計量協会が指定定期検査機関として、指定を受けて当該検査を行っている。

また、受検者の利便を考慮して、県知事の検査に代わり計量士が検査を行い、この検査に合格した「はかり」は、定期検査が免除される制度も設けられている。これを「代検査」という。

なお、大津市の区域については、計量法上の特定市として大津市が定期検査を実施している(図8-4)。

◆受検個数による定期検査と代検査の割合(図8-4) に期検査(大型はかり) 111個(4.3%) (代検査 (小型はかり) 1,253個 (48.2%) (人検査(大型はかり) 1,137個 (43.7%)

100個(3.8%)

(6) 計量証明

質量、濃度、音圧レベル等を測定し、その値が真実である旨を相手方に証明する事業を行う者は、事業区分に従い都道府県知事の登録を受けるよう定められている。

近年は快適な生活環境が重視され、特に琵琶湖をかかえる滋賀県では、環境問題に県民の高い関心が寄せられている。

現在、環境計量証明事業者は県南部に集中している(図8-5)。

◆計量証明事業者の分布図(令和3年3月31日現在)(図8-5)

